

自動車税（環境性能割）

自動車の取得に対して税を課するものです。

納める人（法第146条、147条）

自動車を取得し、県内に定置場を定めた人（割賦販売のものについては買主）です。

◇非課税（法第150条）

- ① 相続により自動車を取得した場合
- ② 法人の合併又は分割により自動車を取得した場合
- ③ 所有権留保付売買に係る自動車の所有権が、割賦払いの完了などにより、買主に移転された場合など

◇免税点（法第158条）

通常の取得価額が50万円以下である場合には課税されません。

納める額

◇税率（法第149条、法第157条）

【乗用車】 R6.1.1～R7.3.31

燃費基準達成度等		自家用	営業用	
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車のうち一定基準を満たすもの プラグインハイブリッド自動車		非課税	非課税	
クリーン ディーゼル車 ・ LPG車 ・ ハイブリッド車 ・ ガソリン車	☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準85%達成車			1.0%
	☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準80%達成車			
	☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準70%達成車			2.0%
	☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準60%達成車	3.0%	1.0%	
上記以外の車	2.0%			

◇税額の計算方法

$$\boxed{\text{自動車の取得価額 (課税標準額)}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$$

◇取得価額の決定（法第156条）

自動車の取得のために通常要する価額で、自動車に付加して一体となっている物（エアコン・カーナビなど）の価額も含まれます。

無償による自動車の取得、親族その他特殊関係のある者から著しく低い価額で取引した場合であっても、通常の取得価額になります。

納める方法（法第160条）

運輸支局で新規登録、移転登録、変更登録等を行うときに、併せて自動車税（環境性能割・種別割）の申告書を提出し、税を納付します。

市町への交付金（法第177条の6）

県に納められた自動車税の環境性能割額のうち徴税费（税収の5%）を除いた額の43%に相当する額は、市道・町道の延長及び面積に按分して、各市町に交付されます。

自動車税（環境性能割）の税率区分（詳細）

自動車税（環境性能割）の税率は、自動車の燃費性能等に応じて下表のとおりです。

※期限の記載がないものは、「R7.3.31 まで」のものであります。

【乗用車】

対象車両		自家用	営業用
ガソリン車	01 ☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	非課税	非課税
	02 ☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	1.0%	非課税
	03 ☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	2.0%	0.5%
	04 ☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	3.0%	1.0%
	05 01～04に該当しないもの	3.0%	2.0%
LPG車	06 ☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	非課税	非課税
	07 ☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	1.0%	非課税
	08 ☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	2.0%	0.5%
	09 ☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	3.0%	1.0%
	10 06～09に該当しないもの	3.0%	2.0%
ディーゼル車	11 平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス基準適合かつ令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	非課税	非課税
	12 平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス基準適合かつ令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	1.0%	非課税
	13 平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス基準適合かつ令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	2.0%	0.5%
	14 平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス基準適合かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	3.0%	1.0%
	15 11～14に該当しないもの	3.0%	2.0%

【2.5t以下のトラック】

対象車両		自家用	営業用
ガソリン車	16 ☆☆☆☆かつ令和4年度燃費基準105%達成車	非課税	非課税
	17 ☆☆☆☆かつ令和4年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%
	18 ☆☆☆☆かつ令和4年度燃費基準95%達成車	2.0%	1.0%
19 16～18に該当しないもの		3.0%	2.0%

【3.5t以下のバス】

対象車両		自家用	営業用
ガソリン車	20 ☆☆☆☆かつ令和2年度燃費基準105%達成車	非課税	非課税
	21 ☆☆☆☆かつ令和2年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%
	22 ☆☆☆かつ令和2年度燃費基準110%達成車	非課税	非課税
	23 ☆☆☆かつ令和2年度燃費基準105%達成車	1.0%	0.5%
	24 ☆☆☆かつ令和2年度燃費基準達成車	2.0%	1.0%
ディーゼル車	25 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減かつ令和2年度燃費基準105%達成車	非課税	非課税
	26 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減かつ令和2年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%
	27 平成21年排出ガス基準適合かつ令和2年度燃費基準110%達成車	非課税	非課税
	28 平成21年排出ガス基準適合かつ令和2年度燃費基準105%達成車	1.0%	0.5%
	29 平成21年排出ガス基準適合かつ令和2年度燃費基準達成車	2.0%	1.0%
30 20～29に該当しないもの		3.0%	2.0%

【2.5t超3.5t以下のトラック】

対象車両		自家用	営業用
ガソリン車	31 ☆☆☆☆かつ令和4年度燃費基準達成車	非課税	非課税
	32 ☆☆☆☆かつ令和4年度燃費基準95%達成車	1.0%	0.5%
	33 ☆☆☆かつ令和4年度燃費基準105%達成車	非課税	非課税
	34 ☆☆☆かつ令和4年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%
	35 ☆☆☆かつ令和4年度燃費基準95%達成車	2.0%	1.0%
ディーゼル車	36 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減かつ令和4年度燃費基準達成車	非課税	非課税
	37 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減かつ令和4年度燃費基準95%達成車	1.0%	0.5%
	38 平成21年排出ガス基準適合かつ令和4年度燃費基準105%達成車	非課税	非課税
	39 平成21年排出ガス基準適合かつ令和4年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%
	40 平成21年排出ガス基準適合かつ令和4年度燃費基準95%達成車	2.0%	1.0%
41 31～40に該当しないもの		3.0%	2.0%

【3.5t 超のバス】

対象車両		自家用	営業用
ディーゼル車	42 平成 28 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス基準 10%低減かつ平成 27 年度燃費基準+15%達成車	非課税	非課税
	43 平成 28 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス基準 10%低減かつ平成 27 年度燃費基準+10%達成車	1.0%	0.5%
	44 平成 28 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス基準 10%低減かつ平成 27 年度燃費基準+5%達成車	2.0%	1.0%
45 42~44 に該当しないもの		3.0%	2.0%

【3.5t 超のトラック】

対象車両		自家用	営業用
ディーゼル車	46 平成 28 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス基準 10%低減かつ平成 27 年度燃費基準+15%達成車	非課税	非課税
	47 平成 28 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス基準 10%低減かつ平成 27 年度燃費基準+10%達成車	1.0%	0.5%
	48 平成 28 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス基準 10%低減かつ平成 27 年度燃費基準+5%達成車	2.0%	1.0%
49 46~48 に該当しないもの		3.0%	2.0%

【その他の自動車】

対象車両		自家用	営業用
50 電気自動車、天然ガス自動車（平成 30 年排出ガス基準適合（3.5t 以下の自動車）又は平成 21 年排出ガス基準 10%低減）		非課税	非課税
51 プラグインハイブリッド自動車		非課税	非課税
52 01~51 に該当しないもの		3.0%	2.0%

バリアフリー・ASV（先進安全自動車）特例

初回新規登録を受ける場合에만、下表のとおり特例の適用を受けられます。

対象車両		新車	中古車
01 ノンステップバス		取得価額から 1,000 万円控除	控除なし
02 リフト付きバス（乗車定員 30 人以上の空港アクセスバス）		取得価額から 800 万円控除	
03 リフト付きバス（乗車定員 30 人以上）		取得価額から 650 万円控除	
04 リフト付きバス（乗車定員 30 人未満）		取得価額から 200 万円控除	
05 ユニバーサルデザインタクシー		取得価額から 100 万円控除	
ASV	06 側方衝突警報装置及び衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車両（車両総重量 8t 超のトラック（被けん引車を除く。））	取得価額から 350 万円控除（～R6. 4. 30）	
	07 側方衝突警報装置搭載車両（8t 超トラック（被けん引車を除く。））	取得価額から 175 万円控除（～R6. 4. 30）	
	08 衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車両（バス等）	取得価額から 175 万円控除	
	09 衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車両（3.5t 超トラック（被けん引車を除く。））	取得価額から 175 万円控除	

※ ☆☆☆：平成 30 年排出ガス基準 50%低減または平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車

☆☆☆：平成 30 年排出ガス基準 25%低減または平成 17 年排出ガス基準 50%低減達成車